

# 入湯税特別徴収の手引

平成 2 9 年 1 月

佐 倉 市

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒 2 8 5 - 8 5 0 1

佐倉市海隣寺町 9 7 番地

佐倉市役所 税務部 市民税課

電話 0 4 3 - 4 8 4 - 6 1 1 4

## 目 次

1	はじめに	1 ページ
2	入湯税の概要	2 ページ
3	納税義務者	3 ページ
4	課税免除	3 ページ
5	税率	3 ページ
6	徴収の方法	4 ページ
7	特別徴収義務者	4 ページ
8	特別徴収の手続	4 ページ
9	延滞金・加算金	5 ページ
10	経営（異動）申告書の提出	6 ページ
11	帳簿（徴収原簿）の記載	6 ページ
12	実地調査	6 ページ
13	申告書等の記入例	7 ページ
14	よくある質問	9 ページ
15	参考資料（条例の規定等）	11 ページ

## 1 はじめに

入湯税は鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客にご負担していただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び佐倉市税賦課徴収条例の規定により鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、佐倉市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引をご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

## 2 入湯税の概要

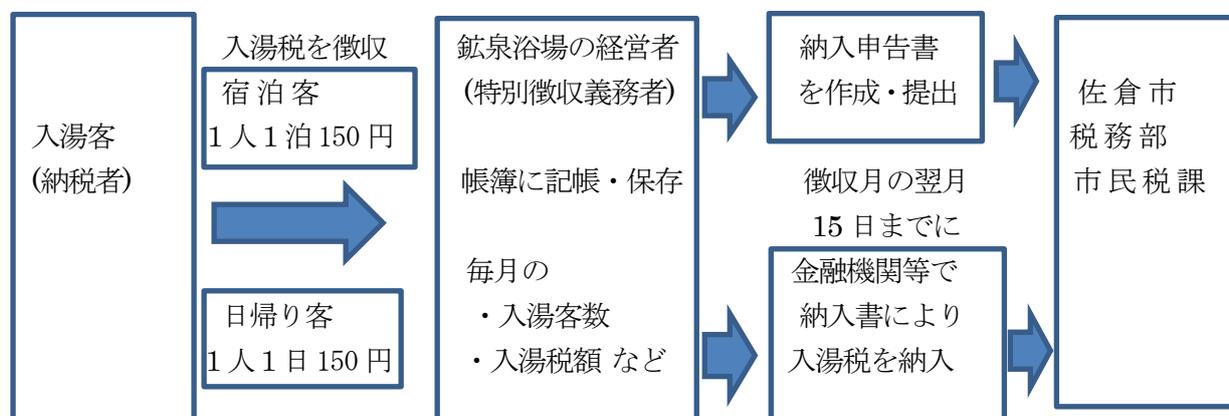
入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税するものです。

入湯税の徴収については特別徴収の方法によることとされています。

### (1)佐倉市の制度の概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税免除される方	① 年齢12歳未満の方 ② 共同浴場又は一般公衆浴場(いわゆる銭湯)に入湯する方 ③ 宿泊を伴わない場合で1,200円以下の利用料金で入湯する方
税率	① 日帰客 1人1日につき150円 ② 宿泊客 1人1泊につき150円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法(地方公共団体以外の方に徴収していただく方法)による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
特別徴収の手続	特別徴収義務者(鉱泉浴場経営者)は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必用な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、納入金を佐倉市に納入してください。
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する前日までに、必要な事項を記載した経営申告書を市長に提出してください。 ② 提出した経営申告書の内容に異動があったときは、直ちにその旨を記載した経営申告書を提出してください。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から5年間保存してください。

### (2)入湯税納入の流れ



### 3 納税義務者

納税義務者は、市内の鉱泉浴場(温泉施設)において入湯した入湯客です。  
※「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設をいい、「温泉」とは、温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」とされています。

※温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も、入湯税の課税対象となります。

### 4 課税免除

次のいずれかに該当する方については、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の方

・小学生以下の年齢に相当する場合は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

・「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯などの施設をいいます。

(3) 宿泊を伴わないで入湯する方で、入湯に係る利用料金(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除きます。)が1,200円以下の場合

■利用料金とは、入館料、休憩料、入湯料等の名称にかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために必ず支払う必要がある料金を合計したものをいいます。

■支払うべき料金に入湯料金以外の食事、タオル、休憩等の料金が含まれる場合(いわゆるセット料金が設定されている場合)において、入湯料金が区分・明示され、かつ、その入湯料金で日帰りの入湯のみの利用が可能であるときは、その入湯のみの料金が利用料金となりますが、そうでないときは、支払うべき料金の全体が利用料金となります。

特に制約を設けることなく日帰りの入湯のみの利用が可能で、その利用料金が最大で1,200円以下の場合に限り、セット料金の内訳が区分・明示されていないときも、1,200円以下の利用料金での入湯であるとみなして、課税を免除されます。

### 5 税率

宿泊客 1人1泊につき150円

日帰り客 1人1日につき150円

・同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰り客は1日につき1回入湯税が課税されます。複数の鉱泉浴場において入湯する場合にはそれぞれの鉱泉浴場ごとに課税の判断がされます。

## 6 徴収の方法

入湯税の徴収は特別徴収の方法によります。

特別徴収とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、佐倉市に納入していただく方法です。

## 7 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、鉱泉浴場を経営されている方です。

## 8 特別徴収の手続

### (1) 納入申告書の提出 ※ 7ページの記載例参照

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出してください。

納入申告書が郵便又は信書便により提出されたときは、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

### (2) 納入書による納入

納入金については、毎月15日までに納入申告書に記載した前月分の徴収税額を、次に記載する金融機関等を通じて納入書により納入してください。

【市税の納付・納入場所】 ※平成28年2月1日現在

① 指定金融機関、

収納代理金融機関

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行

埼玉りそな銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、三井住友信託銀行

千葉信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、東京東信用金庫

千葉みらい農業協同組合、ゆうちょ銀行

その他 佐倉市役所（出張所・派出所）窓口

## 9 延滞金・加算金

(1)延滞金（カッコ内は平成28年1月1日～平成28年12月31日の割合）  
納期限内に納入されない場合は、次の割合に乗じた額の延滞金が課されます。

① 納期限の翌日から1月を経過する日まで（年2.8%）

※各年の特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

② ①の翌日以降（年9.1%）

※特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

※特例基準割合：銀行の短期貸出約定平均金利を基にして財務大臣が告示する割合 + 1%

(2)加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合、または期限までに申告がないため、決定があった場合 (地方税法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算 (地方税法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (地方税法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (地方税法第701条の12第4項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告をしているとき (地方税法第701条の13第1項)	不足税額×35%

重加算金	不申告や納期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき (地方税法第701条の13第2項)	不足税額×40%
------	--	----------

## 10 経営（異動）申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営（異動）申告事項の内容に異動があった場合は、鉱泉浴場の施設の内容や利用料金などについて、必要な事項を記入した「経営申告書」を提出してください。 ※9ページの記載例参照

### (1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに申告してください。

### (2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている方や施設の内容、利用料金など、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちに申告をお願いします。

なお、入湯税を徴収していただく必要のない場合であっても、経営申告書については、**鉱泉浴場を経営する全ての方に必ず提出していただく必要があります。**

## 11 帳簿（徴収原簿）の記載

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、①毎日の入湯客数、②課税免除となる入湯客数、③課税対象となる入湯客数及び④入湯税額などを帳簿に記載し、5年間保存してください。

なお、帳簿につきましては、必要事項が網羅されたものであれば、任意の様式で構いません。

## 12 実地調査

鉱泉浴場に対しては、必要に応じて実地調査を行わせていただくことがありますので、御協力をお願い致します。

13 申告書等の記入例

様式第46号(第7条関係)

入湯税納入申告書

平成〇〇年〇月〇日

(宛先) 佐倉市長

特別徴収義務者  
 住(居)所  
 氏名又は名称及び代表者名 ※個人であれば鉱泉浴場の経営者名  
 個人番号又は法人番号 法人であれば鉱泉浴場を  
 電話番号 経営している法人名及び代表者名

佐倉市税賦課徴収条例第139条第3項の規定により、次のとおり入湯税の納入について申告します。

この申告に係る鉱泉浴場施設	所在地	〒285-0000 佐倉市〇〇町〇〇番地							
	名称	佐倉〇〇温泉							
課税標準(入湯客数)①	170	課税免除の人数②	50	税額((①-②)×税率)	18,000				
月分入湯税納入明細書									
日	入湯客数	課税免除の人数	税額	備考	日	入湯客数	課税免除の人数	税額	備考
1					16				
2	6	3	450		17	10	0	1,500	
3					18	13	7	700	
4	10	2	1,200		19				
5					20				
6					21	20	10	1,500	
7	15	0	2,250		22				
8					23	6	4	300	
9					24				
10					25				
11	7	1	900		26				
12	5	4	150		27	24	7	2,550	
13					28				
14	18	5	1,950		29				
15	21	1	3,000		30	9	1	1,200	
					31	6	5	150	
					合計	170	50	18,000	

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。

第48号様式

鉱泉浴場経営（異動）申告書

(あて先) 佐倉市長		平成〇〇年〇月〇日
申告者の住所(法人にあつてはその主たる事務所の所在地) 〒285-0013 佐倉市御隣寺町〇〇番地		申告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社 〇〇〇温泉 代表取締役 佐倉 太郎 印 電話番号
(ふりがな) さくらじろう	個人番号又は	1234567891011
担当者氏名 佐倉 次郎	法人番号	

佐倉市税賦課徴収条例第141条の規定により申告します。			
申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 再開		
開始	経営開始又は異動日	平成〇〇年〇月〇日	
	鉱泉浴場施設	所在地	佐倉市〇〇町〇〇番地〇〇
		ふりがな	さくらまるまるおんせん
		名称	佐倉〇〇温泉
添付書類	温泉法、公衆浴場法及び旅館業法による許可書等写し		
変更	・名称 ・所在地 ・代表者 ・特別徴収義務者 ・その他	変更前	
		変更後	
	変更年月日	年 月 日	
廃止・休業・再開	廃止年月日	年 月 日	
	休業期間	(自) 年 月 日～(至) 年 月 日	
	廃止・休業理由		
	再開年月日	年 月 日	
添付書類	廃止の場合は、温泉使用中止・廃止届及び廃止届等の写し		
備考			

注1「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記入してください。

注2 申告区分 該当する□に、✓印を記入してください。

注3 変更事由 該当するものに○をつけてください。

注4 廃止・休業・再開 該当するものに○をつけてください。

## 14 よくある質問

※文中の「利用料金」は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものです。

問1 宿泊客の1人から、病気や怪我などにより温泉に入湯していないとの申出がありました、この場合、入湯税は課税されますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればいいですか。

答1 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものでありますので、入湯されていない場合は、入湯税を徴収することはできません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているような場合には、返金いただく必要があります。入湯しているかどうかの判断については、一般社会通念から温泉旅館等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないことは考え難く、また、個々の利用客が入湯されたかどうかを個別に把握することは現実には困難と考えられることから、実務的には、入湯していないという申出がない限りは、入湯したものと推定して入湯税を徴収することになります。

問2 日帰りの入湯において、休日と平日で利用料金が異なる場合、利用料金1,200円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

答2 入湯客が実際に支払う額が1,200円（消費税込1,296円）以下であれば、入湯税は免除されます。例えば、平日は1,000円、休日は1,400円という料金設定であれば、平日の入湯税は免除されますが、休日は課税対象となります。

問3 日帰りの入湯において、無料券、割引券又は回数券を使用した場合、利用料金1,200円以下の課税免除についてはどのように取り扱うのでしょうか。

答3 無料券での入湯は、利用料金が0円ですので入湯税は免除されます。また、割引券を使用した場合は、割引後の利用料金として入湯客が実際に支払う額が1,200円以下であれば、入湯税は免除されます。回数券については、1枚あたりの利用料金で判断します。回数券1枚あたりの利用料金が1,200円以下であれば、入湯税は免除されます。

食事・タオル・休憩等、入湯以外の要素が含まれる料金（いわゆるセット料金）で利用する場合

問4 セット料金は3,000円、入湯のみの場合の料金が区分・明示されていない場合

答4 入湯料金が区分・明示されていない場合は、支払うべき料金の総額が利用料金となることから課税となります。ただし、特に制約を設けることなく日帰りの入湯のみの利用が可能で、その利用料金が最大で1,200円以下の場合に限り、セット料金の内訳が区分・明示されていないときも、1,200円以下の利用料金での入湯であるとみなして、課税を免除されます。

問5 セット料金は3,000円、入湯のみの場合の料金が1,000円と明示されており、実際に1,000円で入湯のみの利用ができる場合

答5 入湯料金が区分・明示され、かつ、その入湯料金で入湯のみの利用が可能であるときは、その入湯のみの料金が利用料金となり課税免除となります。

問6 セット料金は3,000円で、その内訳として入湯料金が1,000円と明示されているが、実際には、1,000円だけを支払って入湯することはできない場合

答6 入湯料金が区分・明示されているが、その入湯料金だけで入湯することはできないので支払うべきセット料金の総額である3,000円が利用料金となることから、課税となります。

入湯するために必ず必要となる正規の入湯料金が1,200円を超える場合に、セット料金における入湯料金を1,200円以下に設定し内訳を明示しても、課税免除にはなりません。

問7 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合は、どうなりますか。

答7 法律及び条例の規定により、特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出するとともに、前月中に徴収すべき入湯税を納入しなければならないこととされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を納めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、他の特別徴収義務者との公平性の観点から、財産の差押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

## 15 参考資料（条例の規定等）

### (1) 佐倉市税賦課徴収条例（抄）

#### 第3章 目的税

##### （入湯税の納税義務者等）

**第135条** 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

##### （入湯税の課税免除）

**第136条** 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 宿泊を伴わない場合で1,200円以下の利用料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）で入湯する者

##### （入湯税の税率）

**第137条** 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

##### （入湯税の徴収の方法）

**第138条** 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

##### （入湯税の特別徴収の手続）

**第139条** 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

##### （入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

**第140条** 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

##### （入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

**第141条** 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) その他市長が必要と認める事項

**(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)**

**第142条** 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を、第139条第3項に規定する納入申告書を市長に提出する日までに帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から5年間これを保存しなければならない。

**(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)**

**第143条** 前条第1項の規定により、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定により保存すべき帳簿を5年間保存しなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

**(2) 地方税法 (抄)**

第4章 目的税

第4節 入湯税

**(入湯税)**

**第701条** 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

**(入湯税の徴収の方法)**

**第701条の3** 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

**(入湯税の特別徴収の手続)**

**第701条の4** 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

**(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)**

**第701条の5** 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要があ

る場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
  - (2) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
  - 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
  - 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。
  - 5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

**第701条の6** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
  - (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### (入湯税の脱税に関する罪)

**第701条の7** 第701条の4第2項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

- 4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

**(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)**

**第701条の11** 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

**(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)**

**第701条の12** 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合（納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第6項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に100分の10の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りでない。

(1) 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第701条の9第2項の規定による決定があった場合

- (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があった場合
  - (3) 第701条の9第2項の規定による決定があった後において同条第3項の規定による更正があった場合
- 3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が50万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 5 市町村長は、第1項の規定によって徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定によって徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 6 第2項の規定は、第4項の規定に該当する納入申告書の提出があった場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

平成 2 9 年 1 月 発行  
編集・発行 佐倉市役所 税務部 市民税課